



県 章

滋賀県公報

平成 16 年 (2004 年)
6 月 28 日
第 2352 号
月 曜 日

毎週月・水・金曜 3 回発行

目 次

告 示

都市計画事業の変更の認可 (下水道建設課)	621
介護保険法による指定居宅サービス事業者の指定 (レイカディア推進課)	622
道路区域の変更 (道路課)	622
道路の供用開始 (道路課)	623
都市計画法に基づく公聴会の開催 (都市計画課)	624

公 告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告 (住宅課)	624
落札者決定の公告 (学校教育課)	625
公募型指名競争入札公告 (下水道計画課)	625

地 域 振 興 局 公 告

土地改良区役員退任および就任公告 (湖北)	627
都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告 (湖北)	628

告 示

滋賀県告示 第 401 号

都市計画法 (昭和 43 年 法律 第 100 号) 第 63 条 第 1 項の規定に基づき、平成 13 年滋賀県告示 第 463 号で認可した近江八幡八日市都市計画下水道事業の事業計画の変更を平成 16 年 6 月 28 日に認可したので、同条 第 2 項において準用する同法 第 62 条 第 1 項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成 16 年 6 月 28 日

滋賀県知事 國 松 善 次

- 1 施行者の名称 近江八幡市
- 2 都市計画事業の種類および名称 近江八幡八日市都市計画下水道事業 近江八幡市公共下水道
- 3 事業施行期間 昭和 50 年 1 月 20 日から平成 22 年 3 月 31 日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分 変更なし
 - (2) 使用の部分 昭和 50 年 滋賀県告示 第 27 号、昭和 55 年 滋賀県告示 第 143 号、昭和 59 年 滋賀県告示 第 539 号、昭和 61 年 滋賀県告示 第 119 号、昭和 63 年 滋賀県告示 第 262 号、平成元年 滋賀県告示 第 179 号、平成 4 年 滋賀県告示 第 72 号、平成 6 年 滋賀県告示 第 37 号および平成 9 年 滋賀県告示 第 429 号、平成 13 年 滋賀県告示 第 463 号の事業地のうち、近江八幡市土田町字西田、上田町字法師子および字林ノ前、馬淵町字下中島、字下司、字下明神川、字野神、字道南、字西浦および字宮小路、東横関町字細田ならびに東川町字明神川を変更し、馬淵町字中中島、字上中島、字一ノ坪および字東金井、東横関町字堤ノ町、東川町字綾井、字五反田、字横町、字天田、字見そ内、字川田、字一楽、字寒添、字上川田および字位田、馬淵町字城屋敷、字北浦、字江本、字七ノ坪、字東小路、字三十落、字岸ノ下、字堂ノ前、字観学院、字上明神川、字上四ノ坪、字東出および字南出、千僧供町字尻弥、字三ノ坪、字上林、字大橋、字竹ヶ鼻、字姫田、字堀之内、字高之瀬および字木ノ葉内、長福寺町字町田、字長沢、字只淵、字前沢、字向沢および字正ぶ、上田町字伊庭ノ前、字端間、字小刀、字西恋、字中恋、字東恋、字当田、字茶屋ノ前、字一ノ坪、字彼出、字向沢および字三才町、長光寺町字横町、字町、字町裏、字塔田、字石熊地、字四拾間町、字阿弥陀、字愛神、字長面、字三反田、字瓜町、字喰田、字九之坪、字八之坪、字

七之坪、字福尾寺、字五之町、字上佃、字七反田、字退中、字弁才天、字横田、字上中沢、字下中沢、字権現堂、字松田、字山鼻、字執行田、字城ヶ谷、字寺中、字南小路、字東谷、字小門、字中野、字分木、字松原、字上野口、字山之神、字下衆ヶ谷、字神楽田、字渚、字函師、字殿ヶ谷、字踊り田、字三反長、字水入、字亀尾、字猿谷、字大谷、字瓶割山および字補山、西宿町字柿木原、字長田、字紺屋田、字土畑、字上野屋、字大將軍、字巻町田、字十良女、字中島および字南平、友定町字堀替戸、字名古津、字上、字下、字林中、字御屋敷、字下てん、字井ノ上、字広門、字沢之口、字西浦、字林、字苗代畑および字久保、武佐町字追分、字堂ノ窪、字東、字吉ヶ藪、字鳥居前、字高見、字五反畑、字横田、字神下、字西および字中、西生来町字回り戸、字大門、字北岸前、字野田、字淵ヶ上、字榎前および字蒲生野口ならびに南野町字西木戸、字流、字中上、字下蒲生野、字上蒲生および字東木戸を加える。

滋賀県告示第 402 号

介護保険法 (平成 9 年法律第 123 号) 第 41 条第 1 項の指定居宅サービス事業者として、次の者を指定した。

平成 16 年 6 月 28 日

滋賀県知事 國 松 善 次

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称および代表者の氏名または開設者の氏名	主たる事務所の所在地	サービスの種類	指定年月日	介護保険事業所番号
グループホーム愛和	大津市蓮池町13番10号	愛和ホーム株式会社 代表取締役 松井 滋	大津市中央二丁目4番17号	痴呆対応型共同生活介護	平成 16. 6. 20	2570101218

滋賀県告示第 403 号

道路法 (昭和 27 年法律第 180 号) 第 18 条第 1 項の規定に基づき、次の道路の区域を変更する。

この関係図面は、平成 16 年 6 月 28 日から平成 16 年 7 月 12 日まで滋賀県土木交通部道路課において一般の縦覧に供する。

平成 16 年 6 月 28 日

滋賀県知事 國 松 善 次

道路の種類	路線名	道路の区域				
		区 間	変更の前後の別	敷地の幅員	延長	備 考
国道	422 号	甲賀郡信楽町大字神山字木戸口 1328 番 9 地先から	変更後	最小 8.6 m	395.5 m	道路改良工事 (現道拡幅) の完了に伴う道路区域の変更およびう回路の廃止
		甲賀郡信楽町大字神山字梨本 687 番 2 地先まで		最大 22.6 m		
		甲賀郡信楽町大字神山字柿ヶ谷 1320 番 1 地先から	変更前	最小 8.6 m	401.0 m	
甲賀郡信楽町大字神山字梨本 687 番 2 地先まで	最大 19.2 m					
		甲賀郡信楽町大字神山字柿ヶ谷 1320 番 1 地先から	変更前	最小 8.6 m	200.0 m	
		甲賀郡信楽町大字神山字梨本 687 番 2 地先まで		最大 19.2 m		

県道	八日市蒲生線	蒲生郡蒲生町大字石塔字北谷 983 番 208 地先から	変更後	最小 12.0 m と 最大 62.0 m	566.9 m	道路改良工事 (現道拡幅)の完了に伴う道路区域の変更
		蒲生郡蒲生町大字石塔字北谷 983 番 14 地先まで	変更前	最小 4.2 m と 最大 17.2 m	606.0 m	
	伊賀信楽線	甲賀郡信楽町大字神山字畑ヶ平 35 番 1 地先から 甲賀郡信楽町大字神山字柿ヶ谷 1320 番 1 地先まで	変更後	最小 13.0 m と 最大 32.0 m	1,221.8 m	道路改良工事 (現道拡幅、バイパス)の完了に伴う道路区域の変更 (重用) 国道 422 号 L = 15.8 m
				最小 3.4 m と 最大 31.6 m	1,317.0 m	
		甲賀郡信楽町大字神山字畑ヶ平 35 番 1 地先から 甲賀郡信楽町大字神山字木戸口 1324 番 1 地先まで	変更前	最小 3.4 m と 最大 31.6 m	1,317.0 m	
				最小 3.4 m と 最大 31.6 m	1,317.0 m	

滋賀県告示第 404 号

道路法 (昭和 27 年法律第 180 号) 第 18 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

この関係図面は、平成 16 年 6 月 28 日から平成 16 年 7 月 12 日まで滋賀県土木交通部道路課において一般の縦覧に供する。

平成 16 年 6 月 28 日

滋賀県知事 國 松 善 次

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の年月日	備 考
国道 422 号	甲賀郡信楽町大字神山字木戸口 1328 番 9 地先から 甲賀郡信楽町大字神山字梨本 687 番 2 地先まで	平成 16. 6. 28	L = 395.5 m
県道八日市蒲生線	蒲生郡蒲生町大字石塔字北谷 983 番 208 地先から 蒲生郡蒲生町大字石塔字北谷 983 番 14 地先まで	平成 16. 6. 28	L = 566.9 m
	甲賀郡信楽町大字神山字畑ヶ平 35 番 1 地先から		

県道伊賀信楽線	甲賀郡信楽町大字神山字柿ヶ谷 1320 番 1 地先 まで	平成 16. 6. 28	L = 1,221.8 m
---------	----------------------------------	--------------	---------------

滋賀県告示 第 405 号

都市計画法 (昭和 43 年法律 第 100 号) 第 16 条および滋賀県都市計画公聴会規則 (昭和 44 年 滋賀県規則 第 62 号。以下「規則」という。) 第 2 条の規定に基づき、公聴会を次のとおり開催する。

平成 16 年 6 月 28 日

滋賀県知事 國 松 善 次

- 1 日時 平成 16 年 7 月 17 日 (土) 午前 10 時 30 分から
- 2 場所 水口町立碧水ホール 甲賀郡水口町水口 5671
- 3 都市計画の案の概要
 - (1) 甲賀広域都市計画区域の範囲 甲西町、水口町、甲賀町および甲南町の全部
 - (2) 甲賀広域都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更
 - ア 都市計画の目標
 - イ 区域区分の決定の有無および区域区分を定める際の方針
 - ウ 主要な都市計画の方針
 - (3) 甲賀広域都市計画 区域区分の変更

市 町 名	市 街 化 区 域 の 面 積	
	変 更 前	変 更 後
甲 西 町	約 1,027 ヘクタール	約 1,043 ヘクタール
水 口 町	約 980 ヘクタール	約 979 ヘクタール
甲 賀 町	約 213 ヘクタール	約 213 ヘクタール
甲 南 町	約 330 ヘクタール	約 329 ヘクタール

- 4 公述の申出 規則 第 5 条 第 1 項の規定により公聴会において意見を述べようとする者は、次に掲げるところにより書面を知事に提出しなければならない。
 - (1) 書面を提出することのできる者 3(1) に示す町の区域内に住所を有する者
 - (2) 提出する書面の内容 住所、氏名、年齢、電話番号および意見の要旨を記載すること。
 - (3) 書面の提出期限 平成 16 年 6 月 28 日 (月) から平成 16 年 7 月 12 日 (月) まで
 なお、郵送による場合は、平成 16 年 7 月 12 日 (月) までに (5) に掲げる提出先のいずれかに到着したものを有効とする。
 - (4) 公述人の選定 規則 第 6 条の規定に基づき、書面を提出した者のうちから知事が公述人を定め、その旨を本人あて通知する。
 - (5) 書面の提出先および案の全文の閲覧場所
 滋賀県土木交通部都市計画課 〒 520 - 8577 大津市京町四丁目 1 - 1
 滋賀県甲賀地域振興局建設管理部管理建築課 〒 528 - 8511 甲賀郡水口町水口 6200
 甲西町都市計画課 〒 520 - 3288 甲賀郡甲西町中央 1 - 1
 水口町都市整備課 〒 528 - 8666 甲賀郡水口町水口 6053
 甲賀町企画課 〒 520 - 3492 甲賀郡甲賀町相模 173 - 1
 甲南町都市建設課 〒 520 - 3308 甲賀郡甲南町野田 810

公 告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告

都市計画法 (昭和 43 年法律第 100 号) 第 36 条第 1 項の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第 2 項の規定に基づき、次のとおり検査済証を交付した。

平成 16 年 6 月 28 日

滋賀県知事 國 松 善 次

開発許可を受けた者の住所・氏名	開発区域の名称	面積	検査済証	
			交付年月日	番号
栗東市小野 887 奥村吉朗 栗東市小野 885 奥村忠朗	栗東市小野字山畑 246 - 1 の一部、 246 - 2 の一部、250、250 - 1 の 一部、250 - 2、250 - 3、250 - 4、 250 - 5、250 - 6 の一部、250 - 7 の一部、250 - 8、250 - 9、250 - 10、250 - 11、251、251 - 1、251 - 2、251 - 3、252、252 - 1、224 - 71 の一部、243 - 21、字古池 186 - 15、186 - 16、186 - 17、186 - 18、 186 - 19、186 - 20、186 - 21、 186 - 22、186 - 23、186 - 24、 194 - 2、194 - 3、195 - 2 の一部、 字猫ヶ山 256 - 2 の一部、286 - 2 の一部	4,966.29 m ²	平成 16. 6. 21	006148

落札者決定の公告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令 (平成 7 年政令第 372 号) 第 11 条の規定により公告する。

平成 16 年 6 月 28 日

滋賀県知事 國 松 善 次

- 1 借入物品名および数量 しが e - センターシステム 一式
- 2 契約に係る事務を担当する機関 滋賀県総合教育センター 〒 520 - 2321 野洲郡野洲町北桜 TEL 077 - 588 - 2311
- 3 落札者を決定した日 平成 16 年 5 月 31 日 (月)
- 4 落札者の氏名および住所 日本電子計算機株式会社 〒 100 - 8341 東京都千代田区丸の内三丁目 4 番 1 号
- 5 落札金額 176,085,000 円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 一般競争入札を行うにつき公告した日 平成 16 年 4 月 12 日 (月)

公募型指名競争入札公告

琵琶湖流域下水道事業に伴う工事請負契約について公募型指名競争入札を行うので、入札参加希望者から次により技術資料を募集する。

平成 16 年 6 月 28 日

滋賀県知事 國 松 善 次

- 1 工事概要等
 - (1) 工事名 平成 16 年度 第 2 号 琵琶湖流域下水道 湖南中部八日市幹線 野口・四ツ辻工区 管渠^{きょ}工事
 - (2) 工事場所 八日市市野口町から八日市市小脇町まで
 - (3) 工事概要
 - ア 路線延長 1,934.68 m
 - イ 工法 泥土圧シールド工法 L = 1,925.03 m (仕上内径 1,350 mm)
 - ウ 立坑 4 箇所
 - エ 人孔 4 箇所

オ 土質 玉石混じり砂礫^{れき}

(4) 工期 本契約の成立後、工事着手の日から 779 日間

(5) 特殊条件

ア 近江鉄道を横断し、国道 421 号および県道下羽田市辺線の車道に埋設する。

イ 1 級河川の横断 1 箇所および八日市北幹線の既設管に接続する。

ウ ダンプトラック等の大型車両の通行が多い。

エ 管渠^{きよ}の土被りは、約 4.6 m ~ 9.5 m である。

2 入札参加希望者に関する事項 入札参加希望者は、次に掲げる要件をすべて満たす特定建設工事共同企業体 (以下「共同企業体」という。) であること。

(1) 共同企業体としての要件

ア 自主的に結成された共同企業体であること。

イ 構成員は、2 者であること。

ウ 経営の形態は、共同施工方式であること。

エ 1 構成員の出資比率は、それぞれ 30 % 以上あること。ただし、代表構成員にあっては、他の構成員の出資比率を上回ること。

(2) 共同企業体の各構成員が満たすべき要件

ア 地方自治法施行令 (昭和 22 年 政令第 16 号) 第 167 条の 11 第 1 項において準用する同令第 167 条の 4 に規定する者に該当しない者であること。

イ 平成 16 年度滋賀県建設工事等入札参加有資格者名簿の土木一式工事に登載されている者であること。

ウ 会社更生法 (平成 14 年 法律第 154 号) に基づく更生手続開始の申立てがなされている者または民事再生法 (平成 11 年 法律第 225 号) に基づく再生手続開始の申立てがなされている者 (裁判所より当該更生計画の認可を受けた者を除く。) でないこと。

エ 技術資料の提出期限の日から開札の日までの期間に、滋賀県建設工事等指名停止基準第 2 条第 1 項に基づく指名停止を受けていないこと。

オ 建設業法 (昭和 24 年 法律第 100 号) 第 3 条第 1 項の規定に基づく土木工事業に係る特定建設業の許可を有する者であること。

カ この工事に係る設計業務等の受託者または当該受託者と資本もしくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

キ 一級土木施工管理技士の資格を有する技術者または監理技術者資格者証の交付を受けている技術者を専任で配置できること。

(3) 共同企業体の代表構成員が満たすべき要件

ア 経営事項審査結果通知書 (この公告の日において有効であり、かつ、最新のものに限る。) における土木一式工事に係る総合評点または総合評定値通知書 (この公告の日において有効であり、かつ、最新のものに限る。) における土木一式工事に係る総合評定値が、県内に主たる営業所を有する者にあつては 1,100 以上、その他の者にあつては 1,200 以上あること。

イ 地方公共団体または日本下水道事業団が発注し、平成 6 年度から平成 15 年度までの 10 年間に完成し、引渡し済みの仕上がり内径 1,350 mm 以上の泥土圧シールド工法による下水道管渠^{きよ}工事 (以下「同種工事」という。) の元請施工実績の路線延長の合計が、県内に主たる営業所を有する者にあつては 800 m 以上、その他の者にあつては 1 km 以上あること。

なお、共同企業体により受注した場合における元請施工実績に係る路線延長は、当該共同企業体における出資比率により按分^{あん}して算出した延長とする。

ウ 次の基準を満たす主任技術者または監理技術者を当該工事現場に専任で配置できること。

(ア) 一級土木施工管理技士の資格を有すること。

(イ) 同種工事の従事経験を 1 年以上有すること。

ただし、主任技術者または監理技術者のどちらかが同種工事の経験を有していればよい。

(ウ) 監理技術者の場合は、監理技術者資格者証の交付を受けていること。

ただし、平成 16 年 3 月 1 日以降に監理技術者証の交付を受けている者については、監理技術者講習修了

証を有する者であること。

- (4) 共同企業体の構成員 (代表構成員を除く。) は、平成 16 年度滋賀県建設工事等入札参加有資格者名簿の土木一式工事の一号に登載されている者であること。

3 技術資料作成要領の交付の期間、場所等

- (1) 期間 平成 16 年 6 月 28 日 (月) から平成 16 年 7 月 8 日 (木) まで (土曜日および日曜日を除く。) の午前 9 時から午後 4 時まで
 (2) 場所 滋賀県琵琶湖環境部下水道計画課管理調整担当 大津市京町四丁目 1 - 1 電話 077 - 528 - 4211
 (3) その他 技術資料作成要領は、無料とする。

4 技術資料の作成および提出

- (1) 技術資料は、技術資料作成要領に示す様式、留意事項等に基づき作成するものとする。
 (2) 技術資料は、次の受付期間に 3(2) に示す場所に持参するものとし、他の方法による提出は、受け付けない。
 (3) 受付期間 平成 16 年 6 月 29 日 (火) から平成 16 年 7 月 8 日 (木) まで (土曜日および日曜日を除く。) の午前 9 時から午後 4 時まで

5 技術資料の審査に関する事項 技術資料審査における評価項目および選定の着目点は、次のとおりとする。

- (1) 施工実績 同種工事の元請施工実績
 (2) 技術者等の評価 配置予定技術者の資格および同種工事の経験

地 域 振 興 局 公 告

土地改良区役員退任および就任公告

土地改良法 (昭和 24 年法律第 195 号) 第 18 条第 16 項の規定により、片岡南部土地改良区から次のとおり役員が退任および就任した旨の届出があった。

平成 16 年 6 月 28 日

滋賀県湖北地域振興局長 三 嶋 一 博

1 退任

理事および監事の別	氏 名	住 所
理 事	田 中 直 美	伊香郡余呉町国安 401 番地 3
"	北 原 一 夫	同 所 262 番地
"	伊 吹 昇	同 所 257 番地
"	箕 孝 夫	同 町東野 495 番地
"	田 川 文 治	同 所 225 番地
"	箕 博 光	同 所 484 番地
"	畑 野 重 雄	同 町今市 159 番地
"	畑 野 治 雄	同 所 168 番地
"	畑 野 太 佳 男	同 所 529 番地 2
"	二 矢 秀 雄	同 町池原 268 番地
"	川 瀬 清	同 所 732 番地
"	川 瀬 修	同 所 710 番地
"	西 田 清 信	同 所 1474 番地
"	藤 田 健	同 所 1337 番地 2
"	國 友 喜 代 則	同 所 1580 番地 1

監 事	畑 野 太 美 雄	同	町今市 133 番地
"	小 西 正 之	同	町東野 168 番地
"	川 瀬 和 夫	同	町池原 577 番地

2 就任

理事および監事の別	氏 名	住 所
理 事	田 中 直 美	伊香郡余呉町国安 401 番地 3
"	北 原 一 夫	同 所 262 番地
"	田 中 繁 吉	同 所 450 番地
"	小 西 貞 夫	同 町東野 182 番地
"	野 崎 良 雄	同 所 587 番地 2
"	大 音 良 彦	同 所 627 番地 1
"	畑 野 太 美 雄	同 町今市 133 番地
"	畑 野 勝 司	同 所 229 番地 1
"	長 沢 信 幸	同 所 213 番地
"	川 瀬 清	同 町池原 732 番地
"	二 矢 富 雄	同 所 721 番地
"	是 洞 喜 運	同 所 337 番地 1
"	西 田 清 信	同 所 1474 番地
"	藤 田 健	同 所 1337 番地 2
"	國 友 喜 代 則	同 所 1580 番地 1
監 事	松 浦 源 蔵	同 町今市 537 番地
"	東 野 忠 治	同 町国安 1017 番地
"	藤 原 哲 男	同 町池原 1284 番地

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告

都市計画法 (昭和 43 年 法律 第 100 号) 第 36 条 第 1 項の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第 2 項の規定に基づき、次のとおり検査済証を交付した。

平成 16 年 6 月 28 日

滋賀県湖北地域振興局長 三 嶋 一 博

開発許可を受けた者の住所・氏名	開発区域の名称	面 積	検 査 済 証	
			交付年月日	番 号
長浜市新庄寺町 102 - 7 小崎美佐子	東浅井郡虎姫町大字唐国字東成戸 867 - 24 の一部	128.41 m ²	平成 16. 6. 17	000257
彦根市高宮町 1217 - 4 白川浩治	坂田郡米原町大字磯字南新川 1357 - 3	449.56 m ²	平成 16. 6. 17	000258